

## 空家等対策の連携協力に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と、愛知県司法書士会（以下「乙」という。）は、空家等対策における連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、市内の空家等の対策を推進することで、良好な住環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（取組事項）

第2条 甲と乙は、この協定の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 空家等の所有者等に対する相談事業に関すること。
- (2) 空家等の適切な管理等に係る意識啓発に関すること。
- (3) 空家等の権利関係の整理に関すること。
- (4) 空家等の流通及び活用の促進に関すること。
- (5) 前4号の取り組みに必要な情報発信に関すること。
- (6) 前各号に掲げるほか、必要な事項に関すること。

2 前項の取組事項の具体的な実施事項及びそれぞれの役割については、適宜、甲と乙が協議の上定めるものとする。

（情報の共有）

第3条 甲と乙は、前条の取組事項を実施するにあたり、情報の共有に努めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による終了又は変更等の申し出がないときは、本協定書と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

（秘密保持）

第5条 甲と乙は、この協定による取組事項を通じて知り得た所有者等の個人情報等を他に漏らしてはならない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上定めるものとする。

2 この協定の締結は、第三者と連携・協力することを妨げるものではない。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙はそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成30年1月25日

甲 東海市中央町一丁目1番地  
東海市  
東海市長 鈴木淳雄

乙 名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号  
愛知県司法書士会  
会長 和田博恭